



「みどりの食料システム戦略」の推進



令和6年3月

農林水産省 東北農政局

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

生産

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

加工・流通

みどりの食料システム戦略の推進

- 我が国では、環境負荷の少ない持続可能な食料システムの構築を進めるため、「みどりの食料システム戦略」を令和3年に策定。
- 戦略の実現に向けて、「みどりの食料システム法」を令和4年に制定し、着実に取り進める枠組みを構築。
- 国の基本方針を踏まえ、令和4年度中には、東北6県をはじめ、全都道府県が市町村と共同して「基本計画」を作成し、5年度から都道府県による農業者の計画認定（みどり認定）が本格的にスタート。

みどりの食料システム戦略策定（令和3年5月）

みどり戦略推進交付金等による取組支援（令和4年～）

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月）

国の基本方針 公表（令和4年9月）

地方自治体の基本計画

- ・ 全都道府県が、令和4年度末までに作成・公表（東北6県も令和5年2～3月に作成・公表）
- ・ うち、12県23市町村で**特定区域（モデル地区）**を設定。東北では、2県5市町村で設定※5年6月時点
 - 【宮城県】 山元町（ICTスマート施設園芸）
美里町（有機農業の団地化）
涌谷町（有機農業の産地形成）
 - 【山形県】 西川町（木質バイオマス発電活用）
川西町（有機農業の団地化）
- ・ 都道府県は、環境負荷低減に取り組む農業者の計画を認定（みどり認定）。認定された農業者へは、税制、融資、補助事業（優先採択）等により支援。

東北各県の「基本計画」での主な目標

【青森県】

- ・低成分肥料活用数量
2,223t(R2) → 2,400t(R8)
- ・特別栽培農産物の取組面積
450ha(R2) → 700ha(R8)
- ・有機農業の取組面積
533ha(R2) → 900ha(R8)

【秋田県】

- ・有機JAS認証ほ場面積
419ha(R2) → 500ha(R7)
- ・特別栽培米の作付面積
3,148ha(R3) → 6,471ha(R7)
- ・長期中干しの取組面積
2,783ha(R3) → 2,891ha(R7)
- ・施設園芸におけるヒートポンプの導入数
64経営体(R3) → 80経営体(R7)

【山形県】

- ・特別栽培農産物認証面積
14,836ha(R元) → 16,836ha(R6)
- ・有機農業の取組面積
609ha(R元) → 1,050ha(R6)
- ・有機認証取得農家数
117戸(R元) → 200戸(R6)
- ・国際水準GAP認証件数
36件(R元) → 50件(R6)

【岩手県】

- ・みどりの食料システム法に基づく認定農林漁業者数
0人・組織(R3) → 3,200人・組織(R8)
- ・有機農業に取り組む農家数
79戸・組織(R3) → 100戸・組織(R8)
- ・国際水準GAP取組産地割合
0%(R3) → 40%(R8)

【宮城県】

- ・有機JAS取組面積
332ha(R元) → 500ha(R12)
- ・農業者の家畜排せつ物利用量
83.7万t(H30) → 109.3万t(R12)
- ・農林水産業における温室効果ガス排出量
110.1万t(R元) → 105.5万t(R12)※CO2換算

【福島県】

- ・有機農業等の取組面積
2,957ha(R2) → 6,000ha以上(R12)
- ・家畜排せつ物利用量
960千t/年(R2) → 1,277千t/年以上(R12)
- ・木質燃料使用量
631千t(R元) → 900千t以上(R12)



東北農政局HP「みどりの食料システム戦略（基本計画）」のサイト
https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/m_index.html

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保
- 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化
- 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者(環境負荷低減事業活動)

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画

※環境負荷低減：土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者(基盤確立事業)

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置